写

補助金執行にかかる事務処理の適正な業務遂行に対する請願について

趣旨

「長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金」の拡充に向けた検討措置について

理由

2024 年 6 月 17 日報告・お詫びとして、「長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金」における事務処理誤り及び交付決定の取消し・不交付についての情報が公開されました。

内容は、本市では、子育て世帯・若者夫婦の定住の促進、若者人口の転出超過の改善を図ることを目的として、市独自の「長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金」により、子育て世帯・若者夫婦による新築住宅の建築・購入を支援するため、4 月から申請受付を開始しておりましたが、ホームページやチラシ等において、長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助対象者要件に記載漏れがあったこと、また、その要件の審査が漏れていたため、本来、補助金の交付対象とならない方に対し、誤って交付決定を通知するという事案が生じ、市といたしまして、対象の皆様に対し、深くお詫び申しあげますとともに、市の信頼を失墜させる不適切な事案が生じたことを重く受け止め、再発防止の徹底に努めるとの報道がされました。

本件に関し委員会の審議がされましたが、この事業の効果や先を見据えた市定住化促進に関する議論は薄く、見ていていただいている方からは、本当に謝罪されているのかこころに響きなかったとのお声を頂戴いたしました。

また、今後どう前向きに対策を講じていただけるのかわからなかったとの御意見をいただきました。

この補助金は、少額では、ありますが、本市に定住したいことを希望される効果は大きいことがこの失態より大きく判明できました。

今後の対応については、制度を改める方向で検討いただけるとのことと 再発防止に向けては、努力いただけるとのことでしたが具体的な方針が示されなかったことが残念でした。

そこで、以下の内容について事業の拡充と対策を講じられることを願います。

詳細理由　補助の適応

住宅を建設するには、資金の調達、不動産の取得、建設計画、補助事業に適合した住宅資材や機器の調整、こどもたちの学習環境等多くの問題を議論されて、当該補助金等を契機に一生に一度の大きな決断をされて申請された思いには、法的責任はなくても動議的責任はあると考えます。

そこで、工事請負契約日の期間や補助金交付決定等については、申請事情や降雪、建設時期、申請確認資料の簡素化等経済事情等も十分余裕をもって配慮いただきたいことや国の「子育てエコホーム支援事業」や「こどもみらい住宅事業」等の補助事業がある中、本市の子育て世帯及び若者夫婦の住宅取得を、長浜市独自の補助金で支援することで、本市への子育て世帯・若者夫婦の定住を促進し、若者人口の転出超過の改善に寄与することが今回の不手際で検証できました。

また、本市のホームページのトップページ　これでいいのでしょうか　子育てしゃすく、移住環境や企業誘致、自然環境等住みやすいながはまをアピールしなくていいのでしょうかこの問題

を担当課だけの問題としていいのでしょうか

　このピンチをどう全職員が受け止めチャンスに変える「チームながはま」で全課が開発申請、住宅地造成や遊休用地の活用、企業の開発支援に加え、市独自の政策と土地規制解除等に危機感を持って、最大の努力と汗をかいていただくよう懇願致します。

参考資料

国の補助事業

■子育てエコホーム支援事業

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050 年のカーボンニュートラルの実現を図る事業です。

・事業概要

名称　子育てエコホーム支援事業

予算　　令和 5 年度補正予算　:2,100 億円

令和 6 年度当初予算案:400 億円

・補助対象

補助対象事業　対象者　注文住宅の新築　　建築主

新築分譲住宅の購入　　購入者

リフォーム　　工事発注者

ただし、注文住宅の新築および新築分譲住宅の購入については、子育て世帯または若者夫婦世帯が取得する場合に限ります。

子育て世帯とは　　申請時点において、子を有する世帯。

子とは令和5年4月1日時点で 18 歳未満(すなわち、平 成17(2005)年4月2日以降出生)とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1 日時点で 18 歳未満(すなわち、平成16(2004)年4月2日以降出生)の子とする。

若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和5年4月1日時点でいずれかが39歳 以下(すなわち、昭和58(1983)年4月2日以降出生)である世帯。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合におい ては、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち、昭和57(1982)年4月2日以降出生)の世帯とする。

・補助額

(補助上限)

注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入

・長期優良住宅:1住戸につき 100 万円

ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅 については、原則、補助額を 50 万円／戸とします。

①市街化調整区域

②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想 定高さ3m以上の区域をいう。)

・ZEH 水準住宅:　1住戸につき 80 万円

ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅につ いては、原則、補助額を 40

万円／戸とします。
①市街化調整区域
②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想 定高さ3m以上の区域をいう。）
リフォーム
リフォーム工事内容に応じて定める額※
・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限 30 万円/戸
・その他の世帯: 上限 20 万円/戸
※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限 60 万円/戸
※長期優良リフォームを行う場合は、
・子育て世帯・若者夫婦世帯：上限 45 万円/戸
・その他の世帯：上限 30 万円/戸
登録事業者
補助対象者に代わり、本事業の手続き等を行う補助事業者として予め事務局に事業者登録※したもの。
※交付申請または交付申請の予約までに事業者登録が必要です。
補助事業　　契約　登録する事業者（補助事業者）
注文住宅の新築　　工事請負契約　建築事業者（工事請負業者）
新築分譲住宅の購入　不動産売買契約　　販売事業者（販売代理を含む）
リフォーム　　工事請負契約　工事施工業者
補助金の還元方法
登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。なお、還元方法は原則①とします。
いずれか
①補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当する方法
②現金で支払う方法
対象期間・契約日の期間
契約日の期間は問いません ・対象工事※の着手期間
2023 年 11 月 2 日以降
※対象工事
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入：基礎工事より後の工程の工事
リフォーム：リフォーム工事
・交付申請期間
2024 年 4 月 2 日～予算上限に達するまで（遅くとも 2024 年 12 月 31 日まで）※
※お早めの申請をおすすめします。※締切は予算執行状況に応じて公表します。

■こどもみらい住宅事業

・注文住宅の新築

　子育て世帯または若者夫婦世帯が、こどもみらい住宅事業者と契約し、高い省エネ性能を有する新築住宅を建築する場合、住宅の省エネ性能等に応じた金額を補助します。

対象要件の詳細申請手続きの詳細対象要件の詳細対象となる方以下の 12 を満たす方が対象になります。

　子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかである

子育て世帯とは、申請時点において、2003 年 4 月 2 日以降に出生した子を有する世帯です。

若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが 1981 年 4 月 2 日以降に生まれた世帯です。

　こどもみらい住宅事業者と工事請負契約を締結して住宅を新築する方

「こどもみらい住宅事業者」は建築主に代わり交付申請手続きを代行し、

交付を受けた補助金を建築主に還元する者として、予め本事業に登録をした住宅事業者です。

・対象となる新築住宅

以下の 1～6 を満たす住宅が対象になります。

所有者（建築主）自らが居住する「居住」は、住民票における住所（居住地等）で確認します。

土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）です。

未完成または完成から 1 年以内であり、人の居住の用に供したことのないもの「完成」は、完了検査済証の発出日で確認します。

住戸の床面積が 50 ㎡以上である「床面積」とは、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定。

なお、吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスは除き、階段下のトイレ及び収納等の面積を含めます。

証明書等により、下表のいずれかに該当することが確認できる ZEH 住宅　強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅※1※2

※1BELS 評価書に記載される「ZEH」「ZEH-M」「ZEH Oriented」「ZEH-M Oriented」「ZEH Ready」「ZEH-M Ready」

「Nearly ZEH」「Nearly ZEH-M」も対象になります。

（「ゼロエネ相当」は強化外皮基準に適合しないため対象外）

※22022 年 10 月 1 日以降に新基準で認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅が対象となります。

・証明書類

高い省エネ性能等を有する住宅

次の a)～c）のいずれかの性能を有する住宅※3

a)認定長期優良住宅
b)認定低炭素住宅
c)性能向上計画認定住宅
※3 認定長期優良住宅は 2022 年 9 月 30 日以前に長期使用構造等確認申請を行い認定を受けた住宅、
認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅は 2022 年 9 月 30 日以前に認定申請した住宅が対象となります。
一定の省エネ性能を有する住宅※5
品確法に基づく日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)で定める断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅※4
※4 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級 4 の基準のうち、
結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象です。
「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)です。
「建築物省エネ法」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)です。
※52022 年 6 月 30 日までに工事請負契約を締結したものに限ります。
交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる
以下の①②のいずれかの方法で確認します。
建築士による証明書が必要です。
いずれか(選択可)
①基礎工事(杭基礎の場合は杭工事)の完了
②省エネ性能等※1 に応じた住戸あたりの補助額に総戸数※2 を乗じた金額以上の出来高の工事完了
建築工事の契約金額(税込)×出来高(%)≧ 住戸あたりの補助額※1×総戸数※2
※15 の住宅の省エネ性能等に応じた補助額です。共同住宅等で住戸毎に住宅の性能等が異なる場合、最も高い補助額とします。
※2 戸建は、1 住戸です。共同住宅等は、補助金の申請予定、省エネ性能等、床面積によらず全ての住戸です。
対象となる期間工事請負契約の期間 2021 年 11 月 26 日 ～ 建築着工まで
※「一定の省エネ性能を有する住宅」の新築は、2022 年 6 月 30 日までに締結したものに限ります。
・建築着工の期間
こどもみらい住宅事業者の事業者登録以降
基礎工事の完了(工事の出来高) 建築着工 ～ 交付申請まで(遅くとも 2023 年 3 月 31 日)
補助額
住宅の性能に応じて下表の通りとします
ZEH 住宅 100 万円

高い省エネ性能等を有する住宅 80 万円
一定の省エネ性能を有する住宅※　　60 万円
※2022 年 6 月 30 日までに工事請負契約を締結したものに限ります。
・手続き期間
交付申請の予約　2022 年 3 月 28 日　～　遅くとも 2023 年 2 月 28 日※1
交付申請期間
2022 年 3 月 28 日　～　遅くとも 2023 年 3 月 31 日※1
完了報告期間
交付決定以降、補助対象の建物に応じた下表の期間
戸建住宅
交付決定　～　2023 年 10 月 31 日
共同住宅等で階数が 10 以下
交付決定　～　2024 年 7 月 15 日
共同住宅等で階数が 11 以上
交付決定　～　2025 年 5 月 31 日
※1 予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、同日までとなります。
ただし交付申請の予約を行った場合、交付申請期間はその限りではありません。
・その他
本補助金の重複について
　1 つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」、「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。1 つの住宅について「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主等は、当該住宅と別の住宅において「リフォーム」の補助金の交付を受けることは可能ですが、「リフォーム」の補助金の補助上限の引き上げを受けることはできません。
「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について「新築分譲住宅の購入」や「リフォーム」の補助金の交付を受けることはできません。
財産処分の制限について本補助金の交付を受けた建築主は、補助金の交付を受けて取得した住宅について、こどもみらい住宅事業者に補助金の振込み後、10 年間は国または事務局の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または取り壊すことができません。
・経理書類の保管
　こどもみらい住宅事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を
備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

■今回の事件報道

今後につきましては、下記のとおり、対応を進めて参りますことをあわせてご報告しますとし

1 発覚日　　令和6年6月5日(水曜日)

2 誤った事務処理・要因　※別紙、要綱・チラシをあわせてご覧ください。

(1) 補助対象者要件の一つである「要綱第3条第2号」に関する周知漏れ

⇒ チラシ表面左側「補助対象者」の下線部の記載漏れ　＊添付は修正版

【周知が漏れた内容】

(補助対象者)要綱第3条第2号抜粋

本市に居住するために、令和6年4月から令和9年2月末日までの間に、次のいずれかの契約を締結した者であること。

ア 注文住宅を建築するための工事請負契約

イ 新築分譲住宅を購入するための売買契約

【発生要因】

要綱第3条第2号に関して、各周知媒体(広報ながはま、ホームページ、チラシ)への掲載を失念していた。

(2) 本来、補助金の交付対象とならない方に対し、誤って交付決定を通知した。⇒令和6年3月31日以前に契約された場合でも誤って交付を決定していた。

【発生要因】

要綱に基づく適正な審査ができていなかった。

3 対応内容、対象件数

(1) ホームページやチラシによるお知らせ内容について、周知漏れ箇所を追記した。

(2) 対象者 55 件の交付決定を取消し、不交付の決定について通知する。※通知を持参のうえ、お一人ずつ訪問し、直接謝罪する。

4 再発防止について

(1) 審査用のチェックリストを再整備するとともに、当課が所管する他の補助金についても周知や審査に関する総点検を行う。

(2) 当該事案を庁内において共有し、再発防止に取り組む。

令和6年4月から令和9年2月末日契約

55件の受付取り消し➡18日の委員会では、56件として協議される。

■予算時の資料

こども若者住宅新築支援事業

1 目 的

子育て世帯及び若者夫婦の住宅取得を、長浜市独自の補助金で支援するこ とで、本市への子育て世帯・若者夫婦の定住を促進し、若者人口の転出超過 の改善に寄与します。また、ZEH 住宅に対して補助金額の加算を設けることで、戸建て住宅の省エ ネルギー化を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

2 内 容

子育て世帯又は若者夫婦による新築住宅の建築・購入に対し、最大50万 円を上限とする補助を行います。

【概要】

・基本額 …20万円 ・加算額 ZEH水準適合住宅の建築又は購入…10万円 子育て世帯…10万円 市外からの転入世帯 …10万円

3 予 算 額

52，500千円（令和6年度から令和7年度までの債務負担行為）

4 効 果

長浜市独自の補助を行うことで、本市への子育て世帯・若者夫婦の定住を 促進するとともに、省エネ性能を有する住宅が新築されることで、脱炭素社 会の実現に寄与します。

担当：住宅課 住まい政策係 係長 乾 雅登 TEL65－6533 内線84－2211

■他市の事例
越前市
子育て世帯等と移住者への住まい支援事業補助金
令和 6 年度の申請は、令和 6 年 4 月 1 日から受付を開始しました。
概要
子育て世帯、新婚世帯又は移住者が空き家を購入・リフォームする場合に、その費用の一部を補助します。(補助率:3 分の 1)
・購入　　最大 50 万円(両方行う場合は最大 100 万円)
・リフォーム 最大 50 万円
※安心 R 住宅の認定を受けた中古住宅を購入された場合、居住誘導区域内:60 万円、居住誘導区域外:30 万円を限度額に加算します。
注意点
空き家を購入する場合は引渡し前、リフォームする場合は工事請負契約前に交付申請書を提出してください。
提出前に引渡し又は工事請負契約された場合は補助の対象となりません。
空き家の購入において、令和 6 年 3 月 31 日までに売買契約を締結した場合は補助の対象となりません。
なお、補助金の申請期限(令和 6 年 12 月 25 日)の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に空き家を購入する場合は引き渡しを受けたとき、リフォームする場合は工事請負契約を締結されたときには、
当年度及び翌年度のいずれにおいても補助の対象となりません。
本事業について、国の「子どもみらい住宅支援事業」「子育てエコホーム支援事業 」との併用はできません。

■平川市医療・福祉職子育て世帯移住支援金
平川市へ子どもと一緒に「世帯で移住」して「医療・福祉職」に関わる方へ支援金を支給します！
移住の促進と超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るため、平川市と青森県が共同して支援金を支給します。
支給額
・基本分　　1世帯当たり 100 万円
・子育て世帯加算　18 歳未満の養育する世帯員1人につき 100 万円
・ひとり親世帯加算　1世帯当たり 100 万円
対象者要件
世帯、移住元、移住先及び医療・福祉職の要件を満たすこと。
世帯の要件
申請者が、転入前及び申請時において、18 歳未満の子どもを同一世帯で養育していること。
移住元の要件

申請者が、平川市に転入する直前の 10 年間のうち通算5年以上、かつ、転入直前に連続して1年以上、県外に居住していたこと。
移住先の要件
申請者が、支援金の申請日から5年以上、継続して平川市に居住する意思があること。
医療・福祉職の要件
就業の場合または就学の場合の要件を満たすこと。
なお、事業対象資格とは、下記の計 20 の資格のことをいいます。
医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、栄養士、保育士、社会福祉士、介護福祉士
就業の場合
申請者が、下記の①から⑦の全てに該当すること。
① 事業対象資格を有していること。
② 県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。
③ 以下のいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。
ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、申請者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りではありません。
ア 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」
イ 公共職業安定所
ウ 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所
エ 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所
オ 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所
カ 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
キ 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所
ク 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所
ケ アからク以外で知事が認めるもの
④ 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている医療機関及び福祉施設等への就業でないこと。
⑤ 週の所定労働時間が 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該就業先に在職していること。
⑥ 当該就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思があること。
⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
就学の場合
申請者が、下記の①から④の全てに該当すること。
① 事業対象資格を有していないこと(別途新たに事業対象資格を取得しようとする場合は除きます。)。

② 県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するに必要な事業対象資格を取得するために以下のいずれかの県内の養成機関（通信制は除く。）に就学すること。

ア 医師養成校
イ 薬剤師養成校
ウ 看護師等養成所
エ 診療放射線技師養成校
オ 臨床検査技師養成校
カ 理学療法士養成校
キ 作業療法士養成校
ク 言語聴覚士養成校
ケ 歯科衛生士・歯科技工士養成校
コ 救急救命士養成校
サ 管理栄養士養成校
シ 栄養士養成校
ス 保育士養成校
セ 社会福祉士養成施設
ソ 介護福祉士養成施設
タ 介護福祉士実務者養成施設
チ アからタ以外で知事が認めるもの

③ ②の養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業する意思があること。

④ 申請時において県内の養成機関に在籍していること。

支援金の申請及び交付等

申請期間

各年度の4月1日から 12 月 28 日までの期間において、平川市への転入後1年以内の申請が必要です。

※12 月 28 日を過ぎた場合は次年度での申請となりますので、計画的な申請をお願いいたします。

申請方法

支援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を添えて申請してください。

1. 交付申請書

交付申請書（様式1）エクセルファイル(32KB)

【就業用】誓約事項（様式1別紙）ワードファイル(18KB)

【就学用】誓約事項（様式1別紙）ワードファイル(19KB)

2-1. 就業証明書【就業の場合】

就業証明書（様式2）エクセルファイル(15KB)

2-2. 在学証明書【就学の場合】

就学先の在学証明書

3. 本人確認書類
運転免許証、パスポート、個人番号カード（マイナンバーカード）等の顔写真付き本人確認書類の写し
4. 対象者要件を満たすことを証する書類
世帯、移住等に関する要件を満たすことを証する書類（転入前と転入後の住民票、資格証、免許証や研修等の修了証の写し、職業紹介機関の求人票等）
交付の請求
支援金の交付決定を受けた方は、次に掲げる書類を添えて交付請求してください。
口座確認ができる通帳またはキャッシュカードの写し
支援金の返還
支援金の交付後、次に掲げる要件に該当した場合は、支援金の全額、半額または4分の1相当額の返還を請求します。
就業の場合
① 全額の返還
ア 虚偽の申請等をした場合
イ 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
ウ 支援金支援金の申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
② 半額の返還
ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
イ 支援金の申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
就学の場合
① 全額の返還
ア 虚偽の申請等をした場合
イ 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合
ウ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合
エ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合
② 半額の返還
ア 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合
イ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合
ウ 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合
③ 4分の1相当の額の返還
ア 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

返還の免除

上記の返還要件に至った原因が、就業先の倒産、災害、本人又は家族の病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、返還の免除を申請することができます。

市は県と協議の上、返還免除の可否を決定します。